

令和2年4月28日  
子ども未来部 保育総務課  
電話 0742-34-5493

## 市立園における臨時休業及び特別保育の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、引き続き下記の通りといたします。

### 1 臨時休業実施

対象：幼稚園・こども園（1号認定）

期間：令和2年5月7日（木）～5月31日（日）

### 2 特別保育実施

対象：保育園・こども園（2号認定・3号認定）

期間：令和2年5月7日（木）～5月31日（日）

医療従事者、警察・消防等に勤務、介護施設等に勤務し、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、その他やむを得ない理由がある場合、申立書を提出して頂き、特別保育を実施する。